

坂戸市立坂戸小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

本校の全児童が、明るく楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校づくり、いじめを許さない集団づくりを推進するため、「坂戸市立坂戸小学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針を基に、「いじめの防止」と「早期発見・早期解決」のため、全校が一丸となって具体的な方策に取り組んでいく。

II 本校のいじめの問題に対する基本方針

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、全校体制で対応する。
- 2 人間尊重を基盤として、児童と教職員の間に関感的な人間関係を築き、積極的な生徒指導を推進する。
- 3 児童一人ひとりの自己存在感を高め、居心地のよい学校づくり、わかりやすい授業づくりに努める。
- 4 「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、いじめの早期発見、早期解決に努める。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、児童等が苦痛を感じているかどうかは、表面的（言葉、外観）なものにとどめず、内面的なものを重視する。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ☆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ☆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ☆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ☆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ☆金品をたかられる
- ☆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

本校では、以下のように段階を把握し、対応する際の参考とする。

A	重大ないじめ 不登校・自殺	即時教育委員会へ報告
B	継続的ないじめ 長期に渡っている	校内いじめ防止対策委員会→教育委員会
C	初期のいじめ 冷やかし からかい	校内いじめ防止対策委員会
D	いじめが疑われる言動	学年→校内いじめ防止対策委員会

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

○教育活動全体を通じて、児童の自立心や自律性、生命を尊重する心、規範意識、人間関係を築く力の育成を図り、好ましい人間関係の基盤とする。

○道徳の時間には、「思いやり・親切（内容項目 2-(1)）」「友情・信頼、助け合い（内容項目 2-(3)）」「生命尊重（内容項目 4-(1)）」等に関わる資料を中心に、いじめの未然防止の観点から意識的な働きかけを工夫し、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促す。

2 教師の姿勢と学級経営

○教職員の児童を見る力の向上

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるようにしていく。

○教師と児童の信頼関係作り

教職員の何気ない言動が、児童たちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童のよきモデルとなり、「いつでも相談できる。」「相談してよかった。」と児童が信頼し、安心して過ごしていけるようにする。

3 授業での工夫

< 教科 >（わかる授業・楽しい授業）・・・生徒指導の3つの機能

- ・自己決定の場を与える
- ・自己存在感を与える
- ・共感的な人間関係を育成する

< 道徳 >・・・心を育てる

- ・道徳的価値の自覚を深める
- ・気持ちや考えを聞き合い、確かめ合える話し合い

< 特別活動 >・・・態度を育てる

- ・思いやりの気持ちをはぐくむ異年齢集団活動（フレンドタイム・坂小祭り・運動会・清掃交流・給食交流）
- ・集団活動を通してルールやマナーを学ぶ機会
- ・クラブや委員会活動を通して、楽しく張りのある学校生活にしていくとともに、自分の役割を果たすことによって自己肯定感を高めていく。

< 総合的な学習の時間 >・・・主体的に判断し、行動する力を育てる。

- ・体験活動の充実
- ・人との関わりを重視する

○学級活動の充実

自己の生活を向上させるため、「自発的、自治的な活動を展開する」「互いのよさに気づく目を育てる」「児童の満足感を充足する活動を展開する」に留意し、取り組む。「聞き合い」「折り合い」を重視した学級会を各学級で推進する。

○道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

児童は、心根が揺さぶられる資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では学級の児童の実態に合

わせて、資料等の内容を十分に検討した上で取り扱う。

4 情報リテラシー教育の充実

- 11月に5年生の携帯・インターネット安全教室を開催し、5年生はインターネットやSNSに触れる初期段階として、また前段階として、必要なモラルやルールについて学習する。
- 5年生では社会の情報の単元を通して、社会に普及する情報機器について学習し、インターネットを介したいじめや犯罪が増えていることを知る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

- 日常的な児童との関わりの中で、いじめの兆候を看過することのないように、人間関係や心身の状況についてしっかり観察する。
 - (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察を徹底する。
 - (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、机の距離等を観察し、交友関係の変化を把握する。
 - (3) 休み時間：一人で過ごしている、「遊び」と称するからかいの様子がみられる等の行動を注視し、適宜指導と声かけをする。
 - (4) 給食：グループから机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる、配膳を避けられる等の行動を注視し、適宜指導と声かけをする。
 - (5) 登下校：登（下）校班から離れて登（下）校する、荷物を持たされている等の状況を観察し、適宜指導と声かけをする。

2 アンケートの実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- アンケートの結果をしっかりと把握し、必要な面談を漏れなく実施する。（人権教育部）
 - (1) アンケートは5月、11月、1月（年3回以上）に実施する。
 - (2) アンケート結果は学年・学校全体で情報共有する。
 - (3) アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。その面談内容についても、学年・学校全体で情報共有する。

3 教育相談週間（日）の実施

- 保護者からの教育相談の機会として、「すこやか相談」を実施する。
- 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。

4 地域からの情報収集

- 登下校の様子や放課後の過ごし方等、地域の目を見た情報が学校に伝わりやすくするため、学校からも必要な情報を提供し、地域とのコミュニケーションに学校全体で努める。
 - (1) 民生委員・主任児童委員…必要に応じて地域や児童に関わる情報を交換し、共通理解を図る。
 - (2) 防犯ボランティア…日常のコミュニケーションと年3回の連絡協議会を通じて、登下校の様子や児童の放課後の状況を把握するとともに、必要な情報を提供し、共通理解を図る。
 - (3) 学校評議員…いじめ対策委員会の構成員となっていただくことで、いじめ防止というはっきりした視点から学校運営に関わる意見をいただき、活用していく。

VII いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、担任が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。